

手当を受けることができる人

次の児童を養育している父や母、父母にかわって養育している方（国籍は問いません）

- ①父と母が離婚した児童
- ②父または母が亡くなった児童
- ③父または母が一定の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から１年以上遺棄（おきざり）されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が１年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童（遺児等） など

※ 同一の児童について、父又は母及び養育者の全てが手当の支給要件に該当するときは、母に対して手当を支給

※ 父が受給する場合は、生計を同じくしていることが条件



手当を受けることができないとき

父又は母が	◇婚姻したとき ◇事実上の婚姻関係（内縁関係など）になったとき ◇同居でなくても頻繁な訪問や生活費の援助があるとき など
父又は母 養育者が	◇対象児童を扶養しなくなったとき ◇公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるとき ※請求をすれば受けられる場合も含まれます ◇国内に住所がないときなど
児 童 が	◇父又は母と生計を同じくするようになったとき ◇父または母の死亡により、公的年金や遺族補償を受けることができるとき ◇父に又は母に支給される公的年金の加算対象となっているとき ※障害基礎年金の子加算の対象となっている場合は、児童扶養手当と比較して額が高い方を選択することができます。 ◇児童福祉施設に入所したとき、里親に委託されたとき ◇国内に住所がないときなど

※なお、母の場合は平成１５年４月１日時点で、すでに手当の支給要件に該当するに至った日から起算して５年を経過している場合には、手当の請求をすることができません。

※年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当が支給されます。

手当を受ける手続き

健康福祉課に次のものをお持ちください。

① 戸籍謄本 （発行から１ヶ月以内のもの）	父又は母	☐ 離婚日の記載のあるもの ☐ 父または母及び対象児童のもの
	養 育 者	☐ 養育者及び対象児童のもの ☐ 対象児童の父母のもの
	※戸籍が改製されている場合には、改製原戸籍が必要となります	
②住民票謄本	☐ 世帯分離している場合でも、一緒に住んでいる方全員分 ※マイナンバー連携により添付省略が可能	
③年金手帳		
④預金通帳	☐ 本人名義のもの	
⑤印 鑑	☐ シャチハタ等スタンプ印は不可	
⑥所得証明書 （発行から１ヶ月以内のもの）	☐ 令和３年１月１日に小国町に住所がなかった方のみ 「令和３年度 児童手当用所得証明書」 （令和２年に働いた分の所得）	
⑦個人番号カード	個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書をお持ちください。	
⑦そ の 他	必要に応じて提出していただく書類があります。	

手当の額

対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
１人	４３，１６０円	４３，１５０円 ～ １０，１８０円
２人	５３，３５０円	５３，３３０円 ～ １５，２８０円
３人	５９，４６０円	５９，４３０円 ～ １８，３４０円
※児童２人目：１０，１９０円、３人目以降１人につき６，１１０円加算されます。		
※ 一部支給の額は所得に応じて細かく定められています		

R ３年度所得制限限度額表（２年分所得）（適用期間３年１１月～４年１０月）

扶養親族数	本 人		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
０人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
１人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
２人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
３人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
※ 養育費の一部（８割分）も所得とみなされます			

手当の支払

◇請求した日の翌月分から支給されます。

◇手当は児童が 18 歳に達した年度末（障害児は 20 歳未満）まで支給されます。

◇手当は年 6 回に分けて支給されます。（支払日は 11 日）

1 月……11 月、12 月分	3 月……… 1 月、 2 月分
5 月……… 3 月、 4 月分	7 月……… 5 月、 6 月分
9 月……… 7 月、 8 月分	11 月……… 9 月、10 月分

一部支給停止について

ひとり親家庭の自立促進の支援を趣旨とするため、手当の支給開始月の初日から起算して 5 年を経過した場合、手当の支給要件に該当することとなった（母子（父子）家庭になった）日の属する月の初日から起算して 7 年を経過した場合は手当額が減額されます。

ただし、就業中、求職活動中又は受給資格者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がある場合等届出によって支給停止の除外となります。

手当を減額されないためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要となります。

届出の義務

毎年 1 回（8 月）の「現況届」のほか、次のような場合は届出が必要です。

◇対象児童に増減があったとき

◇氏名が変わったとき

◇本人、同居家族の所得額が変わったとき

◇住所が変わったとき（転居、転出）

◇支払金融機関を変更したいとき

◇証書を紛失したとき

◇手当を受ける資格がなくなったとき（婚姻や事実婚関係など）

◇一部支給停止適用事由に該当したとき

※このしおりは令和 3 年 4 月 1 日現在のものです。

制度が変更になることがありますので詳しいことは下記までお問い合わせください。

《問合先》

小国町健康管理センター内

健康福祉課 福祉担当

☎61-1000

児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、児童が 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日（一定の障害がある場合は 20 歳未満）まで支給されます。

※父又は母が重度障害の家庭も対象となります

